

## 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークへの登録手続きについて

### 1 概要

新宿区では、福祉、保健、教育その他子どもと子育て家庭に対する支援に関連する機関並びに団体等に対し、関係者間の効果的な連携を図ることにより、総合的な支援を適切に実施するため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の登録をお願いします。

「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」は、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会としても位置づけられています。要保護児童対策地域協議会としては、虐待防止等部会、子ども学校サポート部会、発達支援部会、事例検討部会の4つの部会で構成しています。

### 2 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と構成員

#### (1) 法的根拠

児童福祉法第二十五条の二第一項及び第二項

(2) 役割 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、特に支援を必要とする子どもと家庭の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものです。

(3) 構成員 行政機関、法人、個人とし、構成員の承諾を得て名簿に登載します。行政機関及び法人は名簿登載後、児童福祉法第二十五条の二第三項の定めにより公示します。

#### (4) 守秘義務と罰則規定

構成員は、児童福祉法により守秘義務（第二十五条の五）と罰則（第六十一条の三）が適用されます。

### 3 構成員になる手続き等

「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク構成員登録書」に団体名又は個人名等を記入し、新宿区の下記問合せ先までご提出ください。新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク構成員として、登録名簿に登載します。

登録後は、各部会で設置したサポートチーム会議（個別ケースについて検討する関係者会議）等で、守秘義務を遵守のうえ、当該ケースについての情報交換や支援内容の協議にご協力いただくようお願いいたします。

### 4 登録手続き及び問合せ先

新宿区 子ども家庭部 子ども総合センター 子ども総合支援係  
(電話 3 2 3 2 - 0 6 7 4)